

令和6年(2024年)8月1日

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会  
委員長 溝手 真理

諮問事項である「新しい時代に即した市民公益活動への支援のあり方」について（意見）

令和4年(2022年)8月27日に市長より委嘱を受けた市民公益活動促進委員（以下、「委員」という。）は、新しい時代に即した市民公益活動への支援のあり方を考えるよう諮問を受けました。

平成14年度の「市民公益活動促進条例」制定以来20年が経過し、時代の変化に即して、市民公益活動に求められる内容も大きく変化しています。同活動の今後のあるべき姿を考える時期である今、「新しい」市民公益活動に取り組む団体にとってどのような支援が必要なのかを見定めるため、新しい時代に即した市民公益活動への支援のあり方について意見を求められました。

同諮問事項に関し、委員で構成する大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下、「委員会」という。）は、12回の委員会を開催し、審議を行いました。その審議結果等について下記のとおり意見を提出いたします。

なお、今期（第11期）の委員の任期は、令和6年8月26日付けて満了となることから、当意見書を参考に、次期（第12期）委員会においても、市民公益活動によるまちづくりを推進するべく、引き続き検討を重ねていただくよう希望いたします。

## 記

### I) 補助金制度の見直しについて

平成16年度の市民公益活動促進補助金制度の創設後、平成20年度に第3期委員会が提言した補助金制度の改正についての意見書をはじめ、制度の見直しを求める意見は各期委員会から提出されてきました。今期委員会においても、今回新たに市長から諮問された「新しい時代に即した市民公益活動への支援のあり方について」を踏まえ、補助金制度の見直しおよび市民公益活動のサポート体制強化について制度の見直しの審議を重ねました。

近年の申請件数の伸び悩みを解決するため、今期は補助対象経費の見直しを実施しました。各団体の申請において、「報償費」の割合は高い傾向があります。ところが、団体構成員への報償費補助上限が著しく低額で、補助金申請への阻害要因となっていると考え、スキルに応じた上限額の引き上げを行いました。

また、当初の市民公益活動促進補助金制度の策定から20年以上の年月が経ち、社会環境・価値観の多様化やコロナ禍を経て、市民のライフスタイルの変化が著しい中で、補助金の審査基準を新しい時代に即した文言に改訂しました。

上記の補助金制度の見直しに関する具体的な変更内容は次のとおりです。

【裏面へ】

## 《具体的な変更内容》

- ・新たに報償費補助対象経費積算書を申請書類に設定し、団体構成員のスキルに応じて報償費の上限額を引き上げました（上限 3,000 円→上限 30,000 円）。今までの補助金制度では、外部講師として十分通用する有資格者や高いスキルの方でも、団体構成員であるために外部講師への報償費補助対象経費と比べ著しく低いものとされていました。上限額を引き上げることがインセンティブとなり、団体が補助金を積極的に活用する可能性があると考えます。
- ・補助金の審査基準について、項目の統合や、文言および配点の見直しを実施しました。当初の審査基準の文言策定から年月が経ったため、新しい時代に即したわかりやすい文言・評価項目とし、申請団体により良いフィードバックができると考えます。

また、継続審議事項である、「複数年度事業の申請事務の簡素化」、「最低評価点数の導入」、「収支予算と収支決算との乖離への対応」、「費用対効果に応じた補助対象科目別上限額の設定」については、該当するケースが出てきた場合に適宜検討することとしましたが、第 11 期においては対象となる事業が無かったため、第 12 期において該当するケースが出てきた場合は、引き続き検討していただくよう要望いたします。なお、「最低評価点数の導入」については、第 11 期においては対象となる事業がありませんでしたが、令和 6 年度申請事業が 5 団体 7 事業と増加し、申請額の総合計が予算上限額に近い額となりました。そのため、第 12 期においては、申請額が予算上限額を上回った際の取り扱いについて、「最低評価点数の導入」や補助金予算の増額を含め、多くの団体が補助を受けられるよう、引き続き検討していただくよう要望いたします。

## II) 市民公益活動のサポート体制強化について

第 11 期委員会に市長より新たに諮問された市民公益活動のサポート体制強化については、市民に寄り添い、活動の発展をサポートする体制を強化することにより、新たに参画する市民や団体を増やすことができる可能性があるとの結論に至ってはいます。しかし同時に補助金制度の認知度を向上させることが必要であるという意見がありました。そこで、啓発物品（OPP 袋に補助金 PR チラシと、粗品としてごみ袋を 1 枚封入したもの）を作成し、市内イベントでの配布を行いました。実績は下記の通りです。

### ①令和 5 年 11 月 18 日（土）産業まつり（市立野球場）

内容：啓発物品の配布（200 部）

### ②令和 6 年 2 月 11 日（日・祝）わくわく市民活動・ボランティアフェスティバル（市立公民館）

内容：市民公益活動促進委員会事務局ブース（公民連携・協働推進グループ）を出展アンケートを実施し、お礼品として啓発物品を配布

今期における補助金の申請件数については、任期 1 年目の令和 5 年度は、3 団体 4 事業にとどまりました。しかし、令和 6 年度の申請件数は 5 団体 7 事業と増加し、うち 3 団体が「スタートアップ支援事業補助金」を利用した団体となり、若年層による申請も増加しました。「スタートアップ支援事業補助金」を市民活動支援センターに移管したことにより、サポート体制を強化し、募集から団体ごとに寄り添った相談・受付、補助金の交付までを一貫して行うことができ、より

バックアップ体制が整ったことが、新たな市民公益団体の発掘に繋がったと考えられます。今後もこのサポート体制については継続し、予算についても充実していただくよう要望いたします。

今期委員会の中で始まった「新しい時代に即した市民公益活動への支援のあり方」についての議論をさらに活性化し、具体策の検討と実現を図るために、予算の確保や効果的な広報、市民と行政との連携や協力について、今まで以上に積極的なご協力、ご支援をいただくよう要望いたします。

以上